

日本国憲法に「必要な自衛の措置」をとるための実力組織として「法律の定めるところにより」「自衛隊を保持する」と明記する案に反対する決議

第1 決議の趣旨

日本国憲法に、「必要な自衛の措置」をとるための実力組織として「法律の定めるところにより」「自衛隊を保持する」と明記する案は、日本国憲法の基本原理である「恒久平和主義」を著しく損なう危険性があるだけでなく、国家権力の行使を憲法に基づかせ、国家権力を制約することで国民の基本的な人権を保障するという「立憲主義」にも反しているため、反対する。

第2 決議の理由

1 自由民主党（自民党）の自衛隊明記案とは

(1) 自民党の条文イメージ（たたき台素案）について

2018年3月、自民党憲法改正推進本部は、自衛隊違憲論を解消するためとして、日本国憲法に自衛隊を明記する条文イメージ（たたき台素案）を示した。

その案とは、現行の憲法第9条第1項、第2項をそのままに、第9条の2として、以下の文言を追加するという案である。

「第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を 最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。二 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

自民党は、この条文イメージ（たたき台素案）を元に「憲法改正原案」を策定し、早急に国会に提出しようと手続きを進めている。

(2) 実質的には何も変わらないとの説明に問題があること

自民党は、条文イメージ（たたき台素案）のように改正しても、実質的には何も変わらないと説明している。

しかし、本当に何も変わらないのであれば、憲法を改正する必要はない。

実際、自民党の条文イメージ（たたき台素案）は、法律家の視点で読み解くと、日本国憲法の理念や基本原理である「恒久平和主義」や「立憲主義」に実質的な変更を生じる改正案になっているため、「何も変わらない」という説明は誤りである。

2 自民党の自衛隊明記案の問題点

(1) 恒久平和主義を否定すべきでないこと

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争への反省から、「戦争は最大の人権侵害である」との考えに立ち、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し（前文）、武力による威嚇または武力の行使を禁止し（第9条第1項）、戦力の不保持、交戦権の否認（同第2

項) という、世界に例を見ない徹底した平和主義 (恒久平和主義) を採用した。

この憲法第9条の下で、自衛権 (個別的自衛権、集団的自衛権) を行使できるかについて、日本国憲法が制定された1946年当時の日本国政府は、自衛戦争も含めて一切の武力行使は許されないと解してきた。

しかし、自衛隊が創設された1954年以降は、①日本が直接の武力攻撃を受けた場合において、②それを排除するのに他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の範囲の武力行使 (「個別的自衛権」) が認められると解されるようになった (昭和47年見解)。昭和47年見解の下では、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする「集団的自衛権」は認められなかった (専守防衛)。この考え方は、その後、約60年にわたって維持され、国民の理解も得てきた。

ところが、2014年7月1日の閣議決定において、「存立危機事態」においては集団的自衛権行使も許されるという方向に憲法解釈の変更が行われ、2015年9月、安全保障法制の改正が行われた。この閣議決定による憲法解釈の変更は、現行の日本国憲法下では認められず、安全保障法制は憲法違反の法律であることは、日本弁護士連合会及び島根県弁護士会が、会長声明や総会決議において繰り返し述べてきたとおりである。

このように、憲法第9条の解釈は様々に行われてきたものの、どの解釈に立ったとしても制限のない集団的自衛権行使は許されないと解されるなど、憲法第9条の存在は、自衛隊の組織・装備・活動等に対して大きな制約を及ぼし、自衛隊による海外での武力行使を抑制する等、「恒久平和主義」を実現する役割を果たしてきた。

これに対して、自民党の条文イメージ (たたき台素案) では、「必要な自衛の措置」をとるための実力組織として「法律の定めるところにより」「自衛隊を保持する」と明記する案になっており、「自衛隊」の憲法上の活動範囲について明確な制限が設けられていない。このような改正を行えば、制限のない集団的自衛権の行使も、自衛の措置として許されると読めるため、自衛隊の権限を現状より拡大する改正案になっている。

集団的自衛権は他国の防衛を内容とするため、制限のない集団的自衛権を認めれば、防衛のための「必要な措置」には際限がなく、自衛隊の組織・装備・活動等を限りなく拡大することが憲法上可能になってしまう。そのような自衛隊は、他国における軍隊と変わらない存在となり、日本国憲法の基本原則であった「恒久平和主義」は著しく損なわれてしまう。

(2) 立憲主義に反していること

「立憲主義」とは、国家権力の行使を憲法に基づかせ、国家権力を制約することで、国民の権利と自由 (基本的人権) を保障するという考え方である。

自衛隊が一定の実力を持つ組織であって、その実力の行使が国家権力に委ねられている以上は、自衛隊が暴走して、国民の権利や自由 (基本的人権) を侵害する事態を防止するため、自衛隊の権限や活動範囲には憲法上の制約が設けられなければならない。

日本国憲法においては、憲法第9条の存在によって、自衛隊の組織・装備・活動等に対

して大きな制約が及ぼされてきたことは前述の通りである。

これに対して、自民党の条文イメージ（たたき台素案）は、憲法第9条の例外として第9条の2を置き、憲法第9条の制約を外しておきながら、自衛隊の内実や統制方法については「法律」で定めるとされており、憲法上には具体的な制限規定を置かない条文になっている。このような定め方では、自衛隊に対する憲法上の制限が不十分で、「立憲主義」に違背する事態になる。

(3) まとめ

以上で述べたとおり、自民党の条文イメージ（たたき台素案）のような自衛隊明記案は、日本国憲法の基本原理である「恒久平和主義」を著しく損なう危険性があるだけでなく、国家権力の行使を憲法に基づかせ、国家権力を制約することで国民の基本的人権を保障するという「立憲主義」にも反しているため、反対である。

以上のとおり決議する。

2018（平成30）年11月30日
島根県弁護士会臨時総会